



地域の別		防災建築街区	防火地域	準防火地域	地図
(1) 建物	(2) 基礎	単独	共同	共同	単独
百三万円以内	五百四十五万円以内	百三万円以内	四万五千円以内	四万五千円以内	平限方度米

### 防災建築街区造成 組合への補助額

防災建築街区指定区域内で防災建築物を建築する時土地に対して権利を持つ者が5人以上共同で防災建築街区造成法による組合を組織して市で計画した防災建築街区基本計画に基づき原則として5年以内に防災建築物を建築した者は次のように国、市から補助金が交付されます。

補助される費用名	補助基本額	補助率
A 実施計画作成費 (事業の計画及び測量費用等)	1ヘクタール当たり99万円	5%
B 建築設計費等 (建築設計料及び地盤調査費等)	Bに要した金額	5%
C 建築物等除却費 (既存建物の解体費用等)	Cに要した金額	5%
D 共同附帯施設整備費 (給水施設、排水施設、ガス施設、電気施設、通路施設、広場施設)	Dに要した金額	5%
E 仮設店舗等設置費 (営業又は居住のため工事期間中使用する為設置した建物の新築移設補助費)	Eに要した金額であるが制限がある	5%
F 附帯事務費 (事業のため要した事務費)	AからEまでの合計額の5%	5%

詳細については都市計画課へお尋ね下さい。



### 北保育園が開園

市立北保育園がいよいよ5月2日開園の運びとなりました。この保育園は、市内中島地区の環境のよい場所に建てられ敷地面積は2,180平方米(61坪)建坪472平

方メートル(143坪)で工費は、約1,350万円を要しました。また入園児童数は定員100名となっています。(写真・立派にできあがつた北保育園の全景)

(1) 昇降機	一機について四百万円
範囲内	内で実際の施設費の
(1) 土地	(1) 償還は、元金均等の十ヶ年割賦払
土地取得価額の六割以	(1) 利息は年八分五厘
(1) 債権、債務の管理費と	(1) その他

最近都市への人口集中により、都市建築は高層化され耐火建築の必要性が痛感されます。市では、防災、環境整備、商店近代化等の見地からこれまでの商店街を防火地域に拡大決定し、あわせて耐火建築の促進をはかるため防災街区の指定を受けました。なお、防火地域は、三月十一日、防災街区は、三月十五日からそれぞれ施行されています。対象面積は、防火地域が約四・四ヘクタール、準防火地域面積が約六・四ヘクタールとなっています。

### 耐火建物 を分譲

静岡県都市開発公社は、国および県、市の施策に即応して防災建築物の建設、建設敷地の整備、土地の合理的利用等、都市開発の促進をはかるため、耐火建築物の建設分譲と土地の取得分譲を行なっています。(従来の建築資金とはほぼ同様なものです。)

◇分譲を行なう建物  
原則として防災建築街区において防火地域、準防火地域内に建築する建物で地上三階以上で第一階の面積が百平方メートル以上の耐火建築物とする。

◇分譲の基礎となる額  
(1) 建物

△ 分譲割賦金と利息 (1) 償還は、元金均等の十ヶ年割賦払	△ 分譲割賦金と利息 (1) 利息は年八分五厘
△ 土地取得価額の六割以	△ その他
(1) 債権、債務の管理費と	△ くわしいことについては直接、市役所都市計画課へご連絡ください。
(1) その他	△ 諸々の手続が完了して、契約等の手続きが終り次第、被分譲者(申込者)に引渡し、同時に所有権も申込者の名義とします。
△ 諸々の手續が完了して、契約等の手続きが終り次第、被分譲者(申込者)に引渡し、同時に所有権も申込者の名義とします。	△ 諸々の手續が完了して、契約等の手続きが終り次第、被分譲者(申込者)に引渡し、同時に所有権も申込者の名義とします。

◇譲渡物件の所有権  
建物の建設工事は、公社の責任で実施し、工事が完了して、契約等の手続が終り次第、被分譲者(申込者)に引渡し、同時に所有権も申込者の名義とします。

月残高に対し年千分の五に相当する手数料を毎月支払う

ます。

たゞ、分譲割賦金(融資金の償還が完了するまでは、公社が第順位の低当権を設定します)。

ただし、分譲割賦金(融資金の償還が完了するまでは、公社が第順位の低当権を設定します)。

(申込者)に引渡し、同時に所有権も申込者の名義とします。

たゞ、分譲割賦金(融資金の償還が完了するまでは、公社が第順位の低当権を設定します)。

たゞ、分譲割賦金(融資金の償還が完了するまでは、公社が第順位の低当権を設定します)。

(申込者)に引渡し、同時に所有権も申込者の名義とします。

たゞ、分譲割賦金(融資金の償還が完了するまでは、公社が第順位の低当権を設定します)。